

施策評価シート

幹事部局

健康福祉部

施策の名称	V-2-(5) 生活援護の確保
施策の目的	貧困など様々な困難を抱えた人などが自立し安定した生活を送れる社会の実現を目指します。
施策の現状 に対する評価	<p>①(経済的に困窮した人の自立支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍における生活困窮者への支援策として、生活福祉資金の特例貸付が実施され、新型コロナの影響による休業や失業等により収入が減少した世帯への支援が実施された。 ・保護受給世帯数は平成28年度から逡減傾向にあるが、令和2年度は64歳以下の現役世代の保護受給世帯数が増加に転じた。(対前年1.3%増) ・新型コロナの影響により、雇用情勢が悪化する中で、就労が可能と考えられる被保護者に対しての就労に向けた支援が課題となっている。 <p>②(子どもの貧困対策の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの学習支援は17市町村で取り組まれているが、令和元年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果では、学習支援や子どもの居場所に対する高いニーズが表れている。また、保護者に対する相談支援体制の整備や、さらなる制度周知が課題となっている。 <p>③(ひきこもり支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり相談や関係者研修、家族会の支援等に取り組んだ結果、相談件数や改善事例は増えているが、西部には継続相談できる体制が整っていない。 <p>(前年度の評価後に見直した点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「島根県子どものセーフティネット推進計画(第2期)」を策定するとともに、子どもの居場所創出に向けた支援拠点の設置や、市町村の取組を促す補助金制度を創設した。 ・身近な地域で相談支援を継続できる体制づくりを進めるため、ひきこもり支援センター地域拠点を益田圏域に設置する。
今後の取組 の方向性	<p>①(経済的に困窮した人の自立支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期化する新型コロナの影響により生活支援が必要となった方に対して、生活困窮者自立支援制度など既存の支援策が行き届く様に、制度の周知を行うとともに、市町村や社会福祉協議会と連携し、きめ細かな支援を行っていく。 ・生活保護世帯のうち、就労による自立後も継続して支援を必要とする方への対応について、市町村に対し、ハローワークや生活困窮者自立支援相談機関との連携を働きかける。 ・地域資源(就労の受け皿)の少ない市町村に対しては、その開拓とともに、部局間連携により、効果的な施策実施を行うよう働きかける。 <p>②(子どもの貧困対策の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貧困世帯の子どもと保護者の孤立化を防ぐため、子どもの居場所創出や支援につなぐための取組を、関係部局や市町村等と連携しながら推進していく。 <p>③(ひきこもり支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で継続して相談できるよう、ひきこもり支援センター地域拠点の設置と各種支援機関とのネットワークの構築により、ひきこもり状態にある方等の支援を進める。

事務事業の一覧

施策の名称		V-2-(5) 生活援護の確保				
	事務事業の名称	目的		前年度の 事業費 (千円)	今年度の 事業費 (千円)	所管課名
		誰(何)を対象として	どういう状態を目指すのか			
1	生活保護費の給付事業	要保護者及び被保護者	生活の安定と経済的な自立	2800	6936	地域福祉課
2	自立支援事業	低所得世帯等	世帯の安定、生活意欲の醸成及び経済的自立が図られるようにする。	1627227	24293	地域福祉課
3	生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進事業	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者	生活困窮者の自立の促進を図る。	3178	16003	地域福祉課
4	再犯防止推進事業	犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者等(以下「犯罪をした者等」という。)のうち支援が必要な者	犯罪を犯した者等が、円滑に地域の一員として暮らすことが出来るようにすることにより、再犯の防止を推進し、県民が安全・安心に暮らすことの出来る社会の実現を図る。	18892	20510	地域福祉課
5	旧軍人及び未帰還者等援護事業	恩給等申請者、戦没者遺族、戦傷病者、中国残留邦人等帰国者及び引揚者	福祉の増進、中国残留邦人等については併せて自立の促進	23447	30437	高齢者福祉課
6	心と体の相談センター運営費	障がい者及び市町村等関係機関	障がい者の自立と社会経済活動への参加促進や市町村等関係機関が行う支援の充実に図る。	28043	39026	障がい福祉課
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

地域福祉課

事務事業の名称		生活保護費の給付事業			
目的	誰(何)を対象として	要保護者及び被保護者	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	生活の安定と経済的な自立		2,800	6,936
今年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行うとともに、その自立を支援する。 市町村福祉事務所における生活保護の適正実施と実施水準の向上が図られるよう、生活保護法施行事務監査や職員研修を実施する。 				
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと	<ul style="list-style-type: none"> 「島根県生活保護受給者等就労自立支援協議会」の開催により、労働部門と福祉部門間で情報交換を行うとともに、就労支援に関する課題を共有する。 				
1	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	母子世帯及びその他世帯のうち就労により自立した世帯の割合【当該年度4月～3月】	目標値		12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	%	単年度値
		実績値	12.2	6.3						
		達成率	—	50.0	—	—	—	—		
2		目標値							%	
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> 保護受給世帯数(月平均) H26:4666世帯、H27:4695世帯、H28:4661世帯、H29:4639世帯、H30:4534世帯、R元:4494世帯、R2:4441世帯 うち、64歳以下で就労可能と考えられる「その他世帯」、「母子世帯」の世帯数及び割合 H26:1380世帯・29.6%、H27:1269世帯・27.0%、H28:1185世帯・25.4%、H29:1114世帯・24.0%、H30:1022世帯・22.5%、R元:941世帯・20.9%、R2:953世帯・21.5% 								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に就労により自立した世帯数は60世帯で、64歳以下で就労可能と考えられる「母子世帯」、「その他世帯」のうち就労により自立した世帯の割合は6.3%に留まった。
課題分析	① 課題	<ul style="list-style-type: none"> ア. 生活保護受給者の有する資格、技能及び職務経験に見合う求人が減少している。 イ. 就労に繋がっても定着率が低い。 ウ. 就労意欲の乏しい者やひきこもりなど、就労に向け課題を持つ者の割合が高まっている。 エ. 生活保護受給者数が少ない市町村においては、就労支援に関するノウハウが蓄積しにくい。
	② 原因	<ul style="list-style-type: none"> ア. コロナ禍において有効求人倍率が低下するなど、雇用情勢が悪化している。 イ. 就労開始後も継続した支援を必要とする者が多い。 ウ. 生活保護受給者の抱える生活課題が多岐に渡っている一方で、資格、技能及び職務経験があり比較的就労に結びつきやすい生活保護受給者については、これまでの支援より既に就労に至っている。 エ. 就労支援員の配置が困難なため現業員が就労支援業務を担う場合もあり、人事異動の際には知識の再習得が必要となる。
	③ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ア. 県内のハローワークと市町村福祉事務所の連携した就労支援が促進されるよう、島根労働局及び県で構成する「島根県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を通じて、労働部門と福祉部門間での情報交換を行うとともに課題を共有する。 イ. 就労開始後も継続した支援を必要とする方に対して積極的な支援が図られるよう、市町村福祉事務所へハローワークや生活困窮者自立相談支援機関との連携を働きかける。 ウ. 地域資源(就労の受け皿)が少ない市町村について、その開拓と部局間連携により、効果的な就労支援が行われるよう働きかける。 エ. 市町村福祉事務所に対して、県の主催研修や事務監査を通じて、就労支援に関する知識の習得に向けた支援を行う。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

地域福祉課

事務事業の名称		自立支援事業			
目的	誰(何)を対象として	低所得世帯等	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	世帯の安定、生活意欲の醸成及び経済的自立が図られるようにする。		1,627,227	24,293
			うち一般財源 (千円)	13,864	12,147
今年度の取組内容	低所得者等に対する資金の貸付と必要な援助指導を行うため、島根県社会福祉協議会に対し、資金貸付制度の運営に係る経費を補助する。 新型コロナの影響を踏まえて実施されている生活福祉資金の特例貸付について、島根県社会福祉協議会と連携し必要な支援を行う。				
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと	資金の適切な貸付に繋げていくため、島根県社会福祉協議会に対し、資金貸付制度の運営に係る経費の補助を継続する。				
1	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	生活福祉資金の現年度償還率【当該年度4月～3月】	目標値		73.0	73.0	73.0	73.0	73.0	%	単年度値
		実績値	72.7	74.0						
		達成率	—	101.4	—	—	—	—		
2		目標値							%	
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○生活福祉資金(本則貸付)の資金種類の中では、教育支援資金(教育支援費・就学支度費)が貸付件数・貸付額ともに多い。 【H29】78件 58,027千円【H30】81件 47,586千円【R元】97件 91,815千円【R2】106件 95,799千円 ○令和2年度末現在の償還率は27.5%であり、近年は償還率が横ばいである。[H30:26.6%、R元:25.7%] ○新型コロナの影響を踏まえ、R2年3月から緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付が始まっており、R3年5月末時点で6,329件 1,746,911千円の貸付状況となっている。 ※R2年度生活福祉資金実績(本則貸付) 218件 129,980千円								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	貸付支援により、自立に向けた生活への促進が図られた。 特例貸付の実施により、コロナ禍において生活資金が不足する方々への支援を行った。
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するため)に支障となっている点
	② 原因	上記①(課題)が発生している原因
	③ 方向性	上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性
		新型コロナの影響長期化により、県民生活への影響も大きく、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付件数も大幅に増加しているが、貸付を受けたことが今後の生活再建の重荷となるなど、償還が困難となる方が増加することが思慮される。 ・特例貸付は、コロナ禍における生活支援策として迅速に生活資金を貸し付けることが最優先されたため、生活状況の詳細な把握や、償還の可能性による貸付判断等が行われていない。 ・従来から償還指導を行ってはいるものの、複雑な生活課題の解決に至らない等により、償還が滞ったり、困難となっている。 ・県社協と連携しながら、生活困窮者自立支援制度など各種支援策の活用を促すことで、要支援者が自立した生活を営むことができるようきめ細かな支援を行って行く。 ・償還業務の取組強化に向けて、生活福祉資金貸付審査委員会などを通じて、県社協に対して助言等を行っていく。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

地域福祉課

事務事業の名称		生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進事業			
目的	誰(何)を対象として	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	生活困窮者の自立の促進を図る。		3,178	16,003
			うち一般財源 (千円)	2,140	9,977
今年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 「生活困窮者自立支援法」に規定する相談支援事業の質の確保・向上のため、就労支援体制の推進、学習支援等、生活困窮者の早期自立に向けた体制を整備する。 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき策定した島根県計画の進捗を管理する。 子どもの居場所支援拠点を設置(委託先:島根県社会福祉協議会)し、子ども食堂等の開設・運営支援、県内のネットワーク形成等を行う。また、子ども食堂を開設・拡充する際に必要な経費の一部を支援する。 SNSを活用し、支援制度の周知や相談支援へのつながりを推進する。 				
昨年度に行った評価を踏まえて見直した点	<ul style="list-style-type: none"> 「島根県子どもの生活に関する実態調査」の分析結果を反映させた「島根県子どものセーフティネット推進計画(第2期)」を策定した。 				
1	上位の施策	V-2-(5) 生活支援の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策	II-1-(2) 妊娠・出産・子育てへの支援	4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	生活困窮世帯の子ども等が無料又は低額で利用できる学習支援事業の実施市町村数【当該年度3月時点】	目標値		17.0	17.0	19.0	19.0	19.0	市町村	累計値
		実績値	17.0	17.0						
		達成率	—	100.0	—	—	—	—		
2	子どもの居場所支援拠点を中心として形成する県内ネットワークに参加する子ども食堂の箇所数【当該年度3月時点】	目標値		(新規事業)	18.0	24.0	30.0	36.0	箇所	累計値
		実績値	0.0	—						
		達成率	—	#VALUE!	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援制度による令和2年度の実績については、新規相談3,491件、自立支援プラン作成件数512件、就労・増収者数116人となっている。(←数字については、国の統計システム集計により、今後修正の可能性あり) 子どもの貧困対策については、県計画で設定されている関係機関それぞれの施策等で取り組まれている。 								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者向けの家庭改善支援事業は、生活困窮者の世帯全体の生活の立て直しに有効であるとして実施団体が増えている(R2:12市町)。また、就労準備支援事業に取り組む実施団体も増え、就労支援の機能強化につながった。(R2:9市町) 「島根県子どもの生活に関する実態調査」の分析結果を反映させた「島根県子どものセーフティネット推進計画(第2期)」を策定した。
課題分析	① 課題	<ul style="list-style-type: none"> ア. 就労支援に活用できる地域資源(受け皿等)が少ない市町村がある。 イ. 子どもの学習支援事業は、教育委員会等複数の部局で事業を行っているため、連携がとれていない。 ウ. 自立相談支援機関の支援員に、相談者が抱える多様化した課題を整理した上で、関係機関へのつながりを進めるための知識・技術が不足している。 エ. 孤立化している保護者の存在や子どもの体験機会の減少など、子どもとその保護者のみでの解決には限界がある。
	② 原因	<ul style="list-style-type: none"> ア. 業務的につながりが基本であるが、地域資源の開拓が不足している。 イ. 支援対象者への施策が複数存在している。 ウ. 相談者が複数の困難な課題を抱え、相談内容が多様化している。 エ. 子どもや家族が抱える問題が複雑化・多様化している中で、支援を必要とする保護者に支援制度やサービスの情報が届いておらず、相談機関等につながらないため孤立している保護者が存在している。
	③ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ア. イ. 地域資源の少ない市町村においては、その開拓とともに、他部局とも連携を図りながら、効果的な施策実施を進めていく必要がある。 ウ. 地域の福祉課題に対応するため、自立相談支援機関の支援員の一層の資質向上を図っていく必要がある。 エ. 子どもの居場所創出支援拠点を設置し、子ども食堂の開設・運営支援や県内のネットワーク形成を行うとともに、子ども食堂の開設・拡充の際に必要な経費の一部を支援することにより、地域における子どもへの支援を促進する。また、SNSを活用し、支援を必要とする世帯が支援制度を確実に利用できるような制度の周知や相談支援へのつながりを推進する。

事務事業評価シートの別紙

事務事業の名称	生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進事業
---------	--------------------------

「上位の施策」が5以上ある場合のみ記載

5	上位の施策	
6	上位の施策	
7	上位の施策	
8	上位の施策	

「KPI」が3以上ある場合のみ記載

No.	KPIの名称	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上 分類
3	活動支援補助金活用により子ども食堂を新規開設した箇所数【当該年度3月時点】	目標値	0.0	(新規事業)	4.0	8.0	12.0	16.0	箇所	累計値
		実績値		—	—	—	—			
		達成率		#VALUE!	—	—	—	—		
4	子どもの貧困対策に関する人材育成研修受講者数(未来応援NW形成研修・居場所づくりコーディネータ養成講座)【当該年度4月～3月】	目標値	0.0	(新規事業)	20.0	20.0	20.0	20.0	人	単年度値
		実績値		—	—	—	—			
		達成率		#VALUE!	—	—	—	—		
5	子どもの貧困対策推進計画の策定市町村数【当該年度3月時点】	目標値	0.0	(新規事業)	5.0	10.0	15.0	19.0	市町村	累計値
		実績値		—	—	—	—			
		達成率		#VALUE!	—	—	—	—		
6		目標値								
		実績値								
		達成率		—	—	—	—	—		
7		目標値								
		実績値								
		達成率		—	—	—	—	—		
8		目標値								
		実績値								
		達成率		—	—	—	—	—		
9		目標値								
		実績値								
		達成率		—	—	—	—	—		
10		目標値								
		実績値								
		達成率		—	—	—	—	—		

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

地域福祉課

事務事業の名称		再犯防止推進事業			
目的	誰(何)を対象として	犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者等(以下「犯罪をした者等」という。)のうち支援が必要な者	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	犯罪を犯した者等が、円滑に地域の一員として暮らすことが出来るようにすることにより、再犯の防止を推進し、県民が安全・安心に暮らすことの出来る社会の実現を図る。		18,892	20,510
今年度の取組内容	・高齢又は障がいを抱え、退所後も親族等の引き受先がない矯正施設入所者が、退所後速やかに適切な福祉サービスを受けられるよう、「地域生活定着支援事業」を実施し、入所中から必要な調整を行う。 ・犯罪を犯した者等が直ちに自立した生活を営むことが困難な場合などに、刑事司法機関や福祉関係機関と連携して支援対象者の社会復帰を支援する「更生支援コーディネーター」の養成・派遣を行う。 ・「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、地域の実情に応じた再犯防止等の施策の在り方について、関係機関と検討を行い、「島根県再犯防止推進計画」を策定する。				
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと	・再犯防止推進モデル事業(国委託事業)はR2年度で終了したが、更生支援コーディネーター支援に係る取り組みを県単事業として継続実施する。				
1	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	フォローアップ終了件数/フォローアップ終了予定件数【当該年度4月～3月】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度値
		実績値	75.0	—						
		達成率	—	#VALUE!	—	—	—	—		
2		目標値							%	
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・「地域生活定着支援事業」は、厚生労働省により平成21年から各都道府県へ設置が進められた「地域生活定着支援センター」で行っており、(当県は島根県社会福祉協議会に設置)各センターが相互に協力して、矯正施設入所中の対象者へ出所後に向けた調整を行う「コーディネート業務」、コーディネート業務終了後の対象者の状況確認等を行う「フォローアップ業務」等を行っている。 ・フォローアップ終了件数: 支援対象者が受け入れ先施設等で安定して生活できるようになったため、支援を終了した件数。 ・フォローアップ終了予定件数: 支援予定期間が年度内に終了する件数。								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・令和2年度にフォローアップ業務の終了予定期限を迎えたものは0件であり、事例なし。(令和3年度も継続して支援中)
課題分析	① 課題	ア. 複雑な課題を抱えた事例が増加しており、支援が長期化する傾向にある。 イ. 県内における国、地方公共団体、民間の各関係団体等の十分な連携体制が構築されていない。
	② 原因	ア. 支援対象者の受入先が限定されるなど、地方公共団体、民間の各関係団体等の更生支援に対する理解・協力が浸透していない。 イ. 犯罪をした者等に対し容疑段階や公判前から支援に入り、釈放後、円滑に福祉サービス等を利用できるよう支援調整を継続的に行える人材が少ない。
	③ 方向性	ア. 各種研修会や会議等により、更生支援に対する理解・協力を得られるよう普及啓発に取り組んでいく。 イ. 「島根県再犯防止推進計画」を策定し、計画の進行管理を行うとともに、更生支援コーディネーターを支援する取組を実施し、刑事司法機関と福祉関係機関との連携強化を推進する。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

高齢者福祉課

事務事業の名称		旧軍人及び未帰還者等援護事業			
目的	誰(何)を対象として	恩給等申請者、戦没者遺族、戦傷病者、中国残留邦人等帰国者及び引揚者	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	福祉の増進、中国残留邦人等については併せて自立の促進		23,447	30,437
今年度の取組内容	国家補償的観点から事業を実施しており、島根県遺族連合会助成事業を除き、ほとんどが国からの法定受託事務 ・恩給等調査推進事業：旧軍人軍属について軍歴等の調査確認等 ・戦没者遺族援護事業：戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に係る未請求者への請求働きかけ及び戦没者の慰霊等 ・戦傷病者援護事業：戦傷病者特別援護法に係る戦傷病者に対し療養の給付等 ・中国帰国者帰国後自立促進事業：帰国後の定着のため、医療・介護支援給付や相談支援等 ・島根県遺族連合会助成事業：遺族連合会が実施する戦没者慰霊事業の経費について助成等				
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと	・第11回特別弔慰金について、国の枠がある中で、職員どうしの連携を図りながら、適正な裁定及び裁定率の向上に努め、速やかな国債の発行につなげた。 ・島根県遺族連合会も含めた県内遺族会の孫、ひ孫の活動を進めるため、補助金メニューを新設した。				
1	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	特別弔慰金、特別給付金の裁定率(他県進達処理を含む)【当該年度4月～3月】	目標値		40.0	85.0	90.0	95.0	100.0	%	累計値
		実績値	100.0	48.6						
		達成率	—	121.5	—	—	—	—		
2		目標値							%	
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・第10回特別弔慰金裁定等処理状況(R2年度迄累計)受付件数14,903件、裁定等処理件数14,903件 ・第11回特別弔慰金裁定等処理状況(R3.5末)受付件数9,540件、裁定等処理件数8,565件 ・KPI令和2年度実績値については、第10回受付件数14,903件に対する、第11回裁定等処理件数(R3.3末)7,246件の割合を用いた ・中国帰国者等生活支援給付等のべ受給者数(R1年度)271名(うち介護支援給付58名)(R2年度)264名(うち介護支援給付62名)								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・第11回特別弔慰金が令和2年4月1日から請求開始され、前回同時期に比べると請求件数が減少している。参考値ではあるが裁定率は大きく上回っている ・県内の一部地域では戦没者の慰霊や戦争体験継承にかかる次世代遺族の担い手(孫・ひ孫)の確保の機運が高まりつつある
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するために)に支障となっている点 ・第11回特別弔慰金の請求受付件数(R3.5末)は9,540件で、第10回(H28.5末)の9,940件を下回っている。 ・全体的には戦没者の慰霊や戦争体験の孫・ひ孫への継承が進んでいない。
	② 原因	上記①(課題)が発生している原因 ・制度の周知不足、対象者の高齢化が考えられる。 ・戦没者の子、兄弟世代の遺族の高齢化が進んでいることや、孫・ひ孫世代は戦争体験者が少なく遺族としての意識が希薄であること。
	③ 方向性	上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性 ・未請求者のリストを作成してDMを送付し、制度周知を行うとともに未請求者へ特別弔慰金の請求を促す。 ・慰霊活動が次世代の担い手となる孫・ひ孫世代に受け継がれるよう、全国戦没者追悼式等への参加を呼びかけるとともに、孫・ひ孫の会に対し、新設した補助金メニューにより活動等の活発化を支援していく。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

障がい福祉課

事務事業の名称		心と体の相談センター運営費			
目的	誰(何)を対象として	障がい者及び市町村等関係機関	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	障がい者の自立と社会経済活動への参加促進や市町村等関係機関が行う支援の充実を図る。		28,043	39,026
今年度の取組内容	○障がい者福祉各法に基づき設置されていた各相談機関を統合した「心と体の相談センター」において、障がい者及び精神保健福祉に関する相談・支援、市町村等への技術的援助等を統合的に対応する。 ○ひきこもり支援及び自死対策について、センター機関として対応する。 ○身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳を法令等に基づき、適切に交付する。				
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと	専門相談の円滑な遂行。 ひきこもり支援センター地域拠点を益田圏域に設置。				
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策	V-2-(5) 生活保護の確保	4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	心と体の相談センター相談件数【当該年度4月～3月】	目標値		4,700.0	4,700.0	4,700.0	4,700.0	4,700.0	件	単年度値
		実績値	4,702.0	5,105.0						
		達成率	—	108.7	—	—	—	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○相談件数の内訳 H30 R1 R2 ①身体障害者更生相談所業務 1,402件 → 1,352件 → 1,222件 ②知的障害者更生相談所業務 391件 → 414件 → 356件 ③精神保健福祉センター業務 2,126件 → 2,936件 → 3,527件 (③のうち、ひきこもり 494件 → 597件 → 503件)注)グループ活動及び集団プログラムの利用件数を除く。 (③のうち、キャンセル依存 200件 → 222件 → 163件)注)グループ活動及び集団プログラムの利用件数を除く。								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○ひきこもり支援については、相談、関係者研修、家族会の支援に取り組んだ結果、家族のみの相談から本人の来所に至るなどの改善事例が増えた。 適応行動チェックリストにより、個々の取組の実施方法・内容を細かく見直し、取組内容の改善を図った。 ○キャンセル依存に対する集団プログラム(SAT-G)を実施するとともに、支援ツールとして全国標準とすることができた。 新たに開発した簡略版(SAT-Gライト)も、相談支援機関での活用に及んでいる。 ○身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳を法令等に基づき、適切に交付した。
課題分析	① 課題	ア) 来所相談や継続相談は、専門的な対応ができるひきこもり支援センターに集中しており、東西で格差がある。 イ) 電話相談の件数も増え、継続的な対応を求められることもあり、関係機関と連携した取り組みが求められる。 ウ) 療育手帳の申請書受理から発行までの事務に改善すべき点がある。
	② 原因	ア) ひきこもりについて継続相談できる体制(特に県西部)が不足している。 イ) 子ども・若者総合相談センターや地域若者サポートステーションの対象外である高齢層の対応先がない。 ウ) 現行システムは、受付簿システムと手帳発行システムに分かれ、各種帳票作成に時間を要している。
	③ 方向性	ア) ひきこもり支援センター地域拠点を開設し、地域で長期的・専門的に対応できる体制づくりを進め、継続的な対応が必要となる個別ケースに有効な体制(市町村等関係機関連携)を構築する。 イ) 身近なひきこもり支援の相談窓口の周知に努める。 市町村等に対して、支援拠点構築や居場所確保のため、国の補助事業の活用を促す。 ウ) H28年度の構築から5年を経過することから、現在の2つのシステムを一体のシステムとして更新し、事務の効率化を図る。